

専門部会設置及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市PTA連合会（以下「連合会」という。）会則第12条の規定に基づき、理事専門部会設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 専門部会として、次の部会・委員会（以下「専門部」という。）を設置する。

- (1) 総務部会は、連合会のイベントの企画・運営・監理を行う。
- (2) 広報公聴部会は、会員や地域など広く広報・調査・意見聴取を行う。
- (3) PTA活動支援部会は、単位PTA活動及び専門的な活動の支援を行う。
- (4) 家庭教育研修部会は、単位PTA及び会員の研修要望に応えた研修事業を行うと共に普及する。

(構成)

第3条 専門部の構成は、総会で承認された専門部理事、専門部担当連合会副会長及び会則第7条第4項の規定に基づくボランティアスタッフにより運営する。

2 ボランティアスタッフは、専門部など適当な機関により、随時募集し、本部役員会の承認により、会長指名委員として事業参加する。

(事業)

第4条 専門部は機関において承認された事業方針、事業計画及び予算に基づき事業を実施し、実施状況、結果及び収支決算を本部役員会に報告するものとする。

(委任)

第5条 連合会会則第7条及びこの規程に定めるもののほか必要な事項は、当該専門部に諮り、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年5月12日から施行する。